

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額												区分 使用	個人 使用	附属の施設 又は設備の 利用料金の 上限額	
			貸切使用															
			土曜日及び休日						その他の日									
			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合						1区 分ご とに
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで				
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の額	円	1 附属 の施設 又は設 備の利 用料金 附属 の施設 又は設 備を使 用する 場合に	
		一般	4,250	6,670	8,890	8,520	13,350	17,770	3,550	5,560	7,400	7,090	11,120	14,820	350			
	その他の催し に使用する場 合	42,580	66,690	88,960	63,870	100,050	133,440	35,490	55,560	74,140	53,220	83,360	111,190	の50 パー セントに	130			
柔 道 場 及	アマチ ュアス	小学校 児童、	2,120	3,330	4,440	4,250	6,670	8,890	1,780	2,780	3,690	3,550	5,560	7,400	セントに	130		

び 剣 道場	ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														相当 する 額	350	おいて は、1 件又は 1式1 時間ま でごと に1,540 円の範 囲内で 知事が 定める 額
		一般	4,250	6,670	8,890	8,520	13,350	17,770	3,550	5,560	7,400	7,090	11,120	14,820				
	その他の催し に使用する場 合		21,290	33,330	44,470	31,930	50,020	66,720	17,730	27,780	37,070	26,610	41,690	55,590				
弓 道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,300	2,870	4,590	4,590	5,760	9,190	1,900	2,390	3,840	3,840	4,780	7,660	130	2	電気 料及び 暖房料 電気 を使用 する場 合又は 暖房を 使用する 期間に おいて は、実 費を基 準とし て知
		一般	4,590	5,760	9,190	9,190	11,490	18,400	3,840	4,780	7,660	7,660	9,590	15,320				
		その他の催し に使用する場 合		11,470	14,380	23,010	22,970	28,750	46,010	9,560	11,980	19,170	19,130	23,940	38,350			
	遠 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,150	1,440	2,300	2,300	2,870	4,590	960	1,200	1,900	1,900	2,390	3,840	130	2	電気 料及び 暖房料 電気 を使用 する場 合又は 暖房を 使用する 期間に おいて は、実 費を基 準とし て知
		一般	2,300	2,870	4,590	4,590	5,760	9,190	1,900	2,390	3,840	3,840	4,780	7,660				
		その他の催し に使用する場 合		5,740	7,190	11,490	11,470	14,380	23,010	4,770	5,990	9,590	9,560	11,980	19,170			
相 撲 場	アマチ ュアス	小学校 児童、	950	1,150	1,900	1,890	2,310	3,840	780	960	1,580	1,570	1,910	3,180	130			

スポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生															事 が 定 める額
	一般	1,890	2,310	3,840	3,800	4,630	7,640	1,570	1,910	3,180	3,160	3,860	6,370	350		
その他の催し に使用する場 合		4,760	5,760	9,580	9,550	11,490	19,160	3,970	4,780	7,970	7,940	9,590	15,970			
第3条第1項の規定に よる許可を受けた場合 の利用料金の上限額		1人1時間までごとに940円														

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。